御堂筋オータムパーティー2015の開催にかかる 企画調整、警備及び運営等業務企画提案募集要項

1 事業の趣旨

大阪都市魅力創造戦略(2012年~2015年)では、2015年をシンボルイヤーと位置づけ、これまで取り組んできた都市魅力創造施策を結集し、計画期間最終年度にふさわしい取組みを集中して展開することとしています。今般、本趣旨の下、御堂筋パーティー2015実行委員会(構成団体=大阪府、大阪市、経済団体等)では、大阪のメインストリートである「御堂筋」を活用して一層のにぎわいを創出し、御堂筋及び大阪を国内外にアピールする事を目的にイベントを実施します。

2 委託業務内容

(1) 業務名称

御堂筋オータムパーティー2015の開催にかかる企画調整、警備及び運営等業務(以下「本件委託業務」といいます。)

(2) 業務内容

詳細は、別添「御堂筋オータムパーティー2015 の開催にかかる企画調整、警備及 び運営等業務仕様書」のとおり

ア 事業全般に係る企画調整及び運営業務

(総合企画、広報、事業内容に係る調整、運営管理等)

- イ 自主警備、交通規制に係る業務 (会場及び周辺の警備、交通誘導、規制広報等)
- ウ 会場設営及び搬入出に係る業務 (資機材、什器類等の搬入出及び設営撤去等)
- エ 協賛獲得に係る業務 (協賛の獲得等)
- オーその他付帯業務 (各種申請に必要な図面資料等の作成等)
- (3) 契約期間

契約締結日から平成28年1月29日(金)まで

(4) 契約上限金額

50,000,000円(消費税及び地方消費税額を含む)

(5) その他

本件委託業務に係る企画提案(以下「本件企画提案」という。)の募集に応じた者(以下「応募提案者」という。)のうち、外部の審査委員による審査を経て、最も優れた 企画を提案した者(以下「契約候補者」という。)と契約条件を協議のうえ契約を締 結します。

3 本件企画提案に求める内容、視点等

- (1) 事業全般に係る企画調整及び運営業務について
 - ア 本事業の趣旨を十分に理解し、御堂筋の魅力創造や賑わいの創出に資する提案となっていること。
 - イ インパクトがあり、魅力的かつ独自性があるなど、来場者数を増やす工夫が認められる提案となっていること。
 - ウ 効果的・効率的な広報計画が明確に提案されていること。
 - エ 作成する事業告知ポスター、フライヤー、当日配布プログラム(イベント当日の タイムスケジュールが記載されたチラシ)のコンセプトが示されていること。 なお、提案時にはポスターデザインの見本を提示すること。
 - オ プレスリリースの配布予定先の社数の確保など、具体的かつ効果的な広報の活動 内容が提案されていること。
 - カ プログラムを規定時間内に安全かつ確実に実施する方策が十分検討されていること。
 - キ 出展者等関係者との調整を円滑に遂行するための体制が検討されていること。
 - ク 提案内容は高い実現性を有すると考えられること
 - ケ プログラム実現の根拠(予算もしくは協賛等)は合理的であり、かつ明確に提案されていること。
 - コ 全体スケジュールが無理なく計画され、業務の進捗管理や事務局との有効な連携 方策についても、適切に提案されていること。
 - サ 事前調整から当日の運営まで、責任分担が明確な業務実行体制となっていること。
 - シ 公道を使用することにかかる課題を十分に理解し、これに対応した提案となっていること。
- (2) 自主警備、交通規制に係る業務について
 - ア 不審物・事業妨害予告・緊急事態発生時の対応等、警備業務実施にあたって安全 対策が講じられ、突発的事象等への対処計画を含めて十分検討されていること。
 - イ 適正な指揮命令系統が明確に確保されており、無線系統等、連絡体制が適正に確保されていること。
 - ウ 警備員の配置計画について、現場の状況に応じた合理的かつ効率的な警備体制であること。
 - エ 警備員の運用計画は無理なく適切であること。
 - オ 警備員に対して、事前研修を行うなど、質の確保にも配慮されていること。
 - カ 交通規制にかかる広報及び誘導計画について、分かりやすさを心がけた合理的か つ効果的な提案がされていること。

- キ 交通規制資材の配置計画につき、その効果や安全性が十分検討されていること。
- ク 規定時間内に交通規制を実施・解除するための方策について十分検討されている こと。
- (3) 会場設営及び搬入出に係る業務について
 - ア 設営撤去を安全にかつ時間内に完了させるための方策につき十分検討しており、 事故や時間内に完了できない場合等に備えたバックアップ体制についても検討されていること。
 - イ 事業開始・終了・搬入搬出時における来場者の安全な誘導方法について十分考察 されていること。
 - ウ 雨天時の対策が考察されていること。
 - エ ゴミ収集計画が考察されていること。
- (4) 協賛獲得に係る業務について
 - ア 協賛獲得について、実現性の高い体制・計画内容であること。
 - イ 協賛金及びその他の協賛の獲得計画について、協賛セールスシートを示すなど、 具体的かつ効果的な提案内容となっていること。(なお、イベント会場内に設置する看板への企業名記載、ポスター、ガイドブックへの企業名の記載は可。)
- (5) その他、オリジナル企画の実施について 大阪のメインストリートである「御堂筋」を国内外に発信できる効果的なオリジナル企画が検討されていること。

4 応募資格

本件企画提案の応募資格は、次に定める内容を全て満たす者、もしくは複数の者による連合体(以下「連合体」という。)とします。ただし、連合体が応募する場合は、連合体を構成する者(以下「構成員」という。)のうち、代表となる者(以下「代表構成員」という。)を定めたうえ、構成員全てが次の(1)から(7)に定める内容を全て満たし、かつ、代表構成員は、(1)から(9)に定める内容全てを満たしていることとします。

- (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - アの成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号) 附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号) 第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第 17 条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得て いないもの
- カ 破産者で復権を得ない者
- キ 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当すると認められる者(次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。) 又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (ア) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得る ために連合した者
- (イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (ウ) 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了を確認するために行う監督又は検査の実施に当たり本当委員会職員の職務の執行を妨げた者
- (工) 正当な理由なく、契約を履行しなかった者
- (オ) 前記(ア)から(エ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 府の区域内に事業所を有する者であること。
- (5) 府税に係る徴収金を完納していること。 また、大阪市域内に事業所がある場合は、市税に係る徴収金についても完納していること。

- (6) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 募集開始日から契約締結日までの期間において、次のいずれにも該当しない者である こと。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱 別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者(同要綱別表各号に掲げる措置 要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)
 - イ 大阪府公共工事等に関する暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者(同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)
 - ウ 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者
 - エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者及び 同要綱別表に掲げる措置要件に該当すると認められる者
- (8) 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の認定を受けていること(府の区域外に主たる営業所を有する者にあっては、同法第9条に規定する届出書を大阪府公安委員会に提出していること。)
- (9) 平成 22 年 4 月 1 日以降に、同種事業の実施実績を有すること。なお、同種事業とは次に示す(ア)及び(イ)を満たすものであること。
 - ア 幹線道路に交通規制を実施し当該幹線道路を会場として開催した事業であること。 なお、幹線道路とは、車線数(車道上下線の合計) 4以上の道路を指す。
 - イ 雑踏整理及び交通誘導に300名以上の警備員を運用した事業であること。

5 失格事項

応募提案者が次のいずれか1つに該当する場合は失格とします。応募提案者が契約候補者に決定した後契約締結までの間に、次のいずれか1つに該当した場合も同様に失格とし、次点の者を採用します。

- (1) 資格を満たさなくなった場合もしくは資格を満たさないことが明らかになった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 2つ以上の提案を提出した場合(応募提案者である連合体の構成員が他の応募提案者である連合体の構成員となっている場合及び単独の応募提案者となっている場合も含む。)
- (4) 委託金額の上限を超える額の応募金額提案書を提出した場合
- (5) 本件企画提案の募集に係る説明会及び別途連絡する2次審査(審査委員によるプレゼンテーション審査)の時刻に出席しなかった場合

- (6) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
- (7)「御堂筋パーティー2015 実行委員会公募型プロポーザル方式応募提案・見積り心得」 に違反した場合
- (8) 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合

6 説明会の実施について

本件、企画提案の募集に係る説明会を次のとおり開催しますので、応募者は必ず出席してください。

なお、出席していない場合は、御堂筋オータムパーティー2015 の開催にかかる企画 調整、警備及び運営等業務企画提案応募申請書を受け付けませんのでご注意ください。

(1) 説明会の開催日時について

アとき

平成27年6月19日(金)10時30分(受付開始10時)

イ ところ

大阪市北区中之島 1 丁目 3番20号 大阪市役所地下 1 階 第11会議室

(2) 説明会参加申込書について

ア提出方法

- ・別紙様式1「御堂筋オータムパーティー2015 の開催に伴う企画調整、警備及び 運営等業務説明会参加申込書」を持参、FAX 又は電子メールのいずれかで提出し てください。
- FAX 又は電子メールで申込みをした場合は、必ず、到着の有無を電話で事務局に 問い合わせてください。

御堂筋パーティー2015 実行委員会事務局電話番号:06-6469-5166

イ 受付期間

平成27年6月12日(金)から18日(木)正午まで《必着》

- ウ 申込書提出先
 - 持参の場合:御堂筋パーティー2015実行委員会事務局 大阪市福島区野田1-1-86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟12階 (大阪市経済戦略局観光部観光課まち魅力担当)
 - FAX の場合: 06-6469-3896
 - 電子メールの場合: gaOO21@city.osaka.lg.ip

※電子メールによる提出の場合は、「件名」に「【説明会参加申込:御堂筋オータムパーティー2015プロポーザルについて】」と記載して送付してください。

7 質問の取り扱いについて

- (1) 受付方法
 - ア 質問は、別紙様式2-1「御堂筋オータムパーティー2015 質問票」により受け 付けます。
 - イ 質問は、別紙様式2-1を電子メールで送信された場合のみ受け付けます。口頭、 電話での質問は一切受け付けません。
 - ウ また、複数の法人による連合体で応募する場合は、代表する法人がとりまとめて 電子メールを送信してください。
 - エ 電子メールの「件名」に「【質問】御堂筋オータムパーティー2015 プロポーザル について」と記載して送付してください。
 - オ 補足資料等のファイルを添付する場合には、マイクロソフトワード形式、マイクロソフトエクセル形式又はアドビ PDF 形式にしてください。なお、電子メールのサイズは 1MB を限度とします。
 - カ 質問の送信後は、必ず到着の有無を電話で事務局に問い合わせてください。 御堂筋パーティー2015 実行委員会事務局電話番号:06-6210-9304
- (2) 質問提出先

御堂筋パーティー2015 実行委員会事務局

電子メール: toshimiryoku-gO5@sbox.pref.osaka.lg.jp

(大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課魅力推進グループ)

(3) 質問受付期間

平成27年6月12日(金)~22日(月)午後5時まで《必着》 受付期間外の質問は、理由の如何を問わず受け付けません。

(4) 質問の回答方法

受け付けした質問の内容及び質問に対する回答は、別紙様式 2-2「御堂筋オータムパーティー2015 質問と回答」にとりまとめたうえで<u>平成 27年6月26日(金)</u> 午後 5 時までに、御堂筋オータムパーティー2015 の HP に掲載します。

(御堂筋オータムパーティー2015のHPアドレス)

http://www.pref.osaka.lg.jp/miryokuzukuri/party2015/index.html

- (注1)企画提案に影響を及ぼす重要な質問の内容等については、受付期間内に回答 を掲載する場合があります。
- (注2) 質問の個別対応は行いません。
- (注3) 質問にかかる電話番号及び電子メール送信先は、説明会の参加申込先及び提案書の提出先と異なるため留意してください。

8 提案にかかる提出書類及び提出方法

- (1) 提出書類及び提出部数
 - ア 企画提案応募申請書(別紙様式3):1部
 - イ 提案書(別紙様式 4-1): 1部、(別紙様式 4-2): 8部 別紙「御堂筋オータムパーティー2015 提案書作成要領」の内容を踏まえて作成してください。
 - ウ 応募金額提案書(別紙様式5):1部 ※内訳のみ写し8部
 - 工 業務担当予定者の経歴(別紙様式6):1部
 - 才 業務実績申告書(別紙様式7):1部

連合体での応募の場合は、上記ア~オに加え、次の書類も併せて提出:各1部

- (ア)共同企業体届出書(別紙様式8)
- (イ)共同企業体協定書(別紙様式9)
- (ウ)委任状(別紙様式10)※構成員が支店等の場合のみ
- (工)使用印鑑届(別紙様式11-1)※代表構成員が代表取締役の場合
- (オ)使用印鑑届(別紙様式11-2)※代表構成員が受任者の場合
- 力 添付書類:各1部
- (ア) 代表者の本籍地の市区町村が発行する身分証明書(禁治産者、準禁治産者、破産者でないことの証明)【※個人の場合のみ】
- (イ) 法務局が発行する成年後見登記に係る代表者の登記がされていないことの証明 書(成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録が無いことの証明)【**※個人の** 場合のみ】
- (ウ) 登記事項全部証明書(登記簿謄本)【※法人の場合のみ】
- (工) 府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書
- (オ) 大阪市域内に事業所がある場合、3月末時点において納期が到来している、大阪 市税に係る徴収金を完納していることがわかる領収書
- (力) 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- (キ) 警備業法第4条の認定を受けていることを証する認定証の写し(府の区域外に主たる営業所を有する者にあっては、警備業法第4条の認定を受けていることを証する認定証の写し及び大阪府公安委員会に同法第9条に基づき提出している届出書の写し)
- (ク) 事業実績に関する説明資料(実施報告書等)
- (注1)上記(ア)から(オ)については、発行日から3ヶ月以内のものとしますする。
- (注2)連合体での応募の場合、上記(ア)から(力)については構成員全てに係るものを、

(キ)(ク)については代表構成員に係るものを提出してください。

(2) 提出方法

<u>事務局への持ち込みのみとします。(郵送等による提出は認めませんない。)</u>

提出時には一切の質問に応じません。

(3) 提出期限

平成27年7月10日(金)午後5時

提出後の資料追加、差し替え及び補正は一切認められません。

(4) 提出先

御堂筋パーティー2015 実行委員会事務局

大阪市福島区野田1-1-86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟 12階 (大阪市経済戦略局観光部観光課まち魅力担当)

※電話番号 06-6469-5166

9 審査の方法

(1) 1次審査(事務局による書類審査)

応募提案者の資格の有無及び提出書類等の不備の有無について事務局が確認します。 確認後、失格事項に該当する応募提案者は1次審査の段階で失格とします。

- (2) 2次審査(審査委員によるプレゼンテーション審査)
 - ア 1次審査を通過した応募提案者(以下「提案者」という。)からプレゼンテーションを実施いただいて、審査委員により提案内容を審査した上で契約候補者を決定します。
 - イ 審査後、契約締結までの間に契約候補者が失格となった場合には、次点の応募提 案者を採用します。
 - ウ 審査項目の基準点は全審査項目の合計点の 6 割とし、基準未満の場合は契約候補 者及び次点者として選定しません。
 - エ プレゼンテーションの時間は、1 提案者あたり概ね 45 分程度〔質疑応答含む〕を 予定しています。
- (3) その他

審査は非公開とし、審査内容に係る異議や質問は一切受け付けません。

10 審査及び契約候補者の決定方法

本件業務内容及び企画提案に求める内容、視点等をふまえ、最も優れた提案を行った 提案者1者を選定するため、次の審査項目及び配点に基づき採点します。

全審査委員が採点した点の合計に事務局が算定した点を加算した合計点を比較し、最

高得点となった提案者を契約候補者に決定します。

最高得点の提案者が2者以上の場合は、受託金額が最も低額の者を契約候補者とします。

なお、受託金額も同額である提案者が2者以上ある場合は、本件企画提案の募集に関係のない事務局員にくじを引かせて契約候補者を決定します。

(審査項目及び配点)

審査項目	割合	審查内容•着眼点
(a) 事業全般に係る 企画調整及び運営	50点	 ・企画力(御堂筋の魅力創造、賑わいの創出に資する企画、効果的・効率的な広報等) ・企画実現力(安全かつ確実な事業内容調整、実現性の有無等) ・総合運営力(運営管理、組織・実施体制、調整進行計画等)
(b) 自主警備、交通規制 計画	15点	 ・警備等にかかる司令能力 (警備等にかかる安全対策、計画遂行能力等) ・警備計画 (警備員の配置、運用計画の合理性) ・交通計画 (交通規制資材の配置計画〔効果や安全等〕、広報・誘導計画)
(c) 会場設営及び 搬入出計画	15点	・設営撤去計画の安全性・合理性・計画遂行能力等
(d) 協賛獲得計画及び 体制	10点	・ 合理的かつ効果的な協賛獲得計画等
(e) 価格点	10点	・価格点の算定式 満点(10点)×提案価格のうち最低価格/自社 の提案価格
合 計	100点	

11 日程

説明会参加申込書提出期限 平成27年6月18日(木)正午まで

説明会 平成27年6月19日(金)午前10時30分開始

質問事項の提出締切 平成27年6月22日(月)午後5時まで

質問事項に対する回答 平成27年6月26日(金)午後5時までに回答

提案書等の提出期限 平成27年7月10日(金)午後5時まで

1次審査 平成27年7月13日(月)【予定】

1次審查結果通知等 平成27年7月13日(月)【予定】

2次審査 平成27年7月中旬もしくは下旬【予定】

12 結果等の公表

(1) 1 次審査結果

全応募提案者に通知します。なお、1次審査を通過した応募提案者には通知の際に 2次審査の日時及び場所についても併せて連絡します。

(2) 2次審査結果

2次審査を行った全応募提案者に通知します。また、次の内容について御堂筋オータムパーティー2015HPで公表します。

- ア 契約候補者の名称、評価点及び選定理由(評価ポイント)
- イ 全応募提案者の名称(申込順)
- ウ 全応募提案者の評価点(得点順とします。応募提案者が2者の場合、次点の者の 評価点は公表しません。)
- エ 審査委員の氏名
- オ 全体講評(議事の要旨)

(御堂筋オータムパーティー2015のHPアドレス)

http://www.pref.osaka.lg.jp/miryokuzukuri/party2015/index.html

13 その他

- (1) 提案に要する経費は応募提案者の負担とします。
- (2) 提案された書類は返却致しません。
- (3) 提案書類等は、当該募集に関する報告等に必要と認める場合及び条例等の規定による情報公開手続きによる場合を除き、応募提案者の許可を得なければ公表しません。
- (4) 本件委託業務の受託者は、本件に関わる業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは出来ないこととします。

- (5) 関係機関協議の結果等により、提案内容の一部が実施できない場合がもあります。
- (6) 契約候補者との間で、具体的事業内容及び契約内容について合意に達しない場合 や、正当な理由なく契約に応じない場合は、契約候補者としての選定を取り消して 次点の者を新たな契約候補者として採用することとします。
- (7) 契約締結後、「4応募資格(7)ア〜エ」に該当すると認められた時は、契約を解除します。
- (8) 受注者は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約書(案)第2条第2項に該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。